

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

岩倉市

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 市内全域

(1) 現況

本地域は、愛知県の西北部に位置し、名古屋市から北に約 13km の距離にある面積 1,047ha の都市である。名古屋市から電車で 15 分という恵まれた立地条件から、昭和 30 年代後半から名古屋市のベッドタウンとして人口が急増するとともに、農地の宅地化が急速に進んだ。都市化の進行とそれに伴う農地の宅地化はいくぶん鈍化したものの、現在もなお進行している。

農業の近代化を図るため、昭和 39 年度から土地改良事業が開始され、現在では予定された 610.2ha の全受益面積で工事が完了し、大型機械での耕作が可能な優良農地が確保された。農業振興地域農用地面積は 250ha で、市の面積の 4 分の 1 を占め、田と畑の割合は 2 : 1 となっている。農家 1 戸当たりの平均経営耕地面積は、0.47ha と小規模な兼業農家が多い。

近年、農産物の輸入自由化や都市化による営農環境の悪化、農業従事者の高齢化や後継者不足などにより、本市の農業は大きな転機を迎えている。こうした状況の中で、産直など消費者との連携強化による地場流通の拡大や、施設野菜の規模拡大等、都市農業としての特徴を活かすための方策の推進と、オペレータなど効率的かつ安定的な農業経営者への農地の利用集積を図ることが求められている。こうした方向性のもと、「人・農地プラン」を作成し、地域の中心となる農業経営体の位置づけを行うことで、農地集積のための総合的な支援を行っている。また今後も都市化が進むことが想定される中、農業・農地の持つ多面的な役割を活かすためのきめ細やかな振興策を確立し、優良農地を保全・活用していく必要がある。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第 3 条第 3 項第 1 号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第 3 号に掲げる事業も推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	岩倉市内全域の農振農用地	第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

愛知県が策定する多面的機能支払の実施に関する基本方針(要綱基本方針)において、推進組織として位置付けられる愛知県農地水多面的機能推進協議会に参画し、多面的機能支払交付金による取組の円滑な実施を図ることとする。